Title: 新報4598.ec7 Page: 1 Date: 2013/05/21 Tue 16:36:09

教団新報

定 価 1部140円（本体133円〒共200円）
予約購読料 1年分 〒共 5,000円
紙代のみ 3,500円
振替 00140—9—145275
本紙を購読ご希望の方は、前金をそえて、お近くのキリスト教書店へお申し込み下さい。
教会の購読料は負担金に含みます。

発行所 日本基督教団
169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18
日本キリスト教会館内 電話03(3202)0546
FAX03(3207)3918
E-mail:shimpoh-c@uccj.org
発行人 竹前 昇
編集主筆 竹澤 知代志
印刷所 株式会社きかんし

第34総会期 第4回常議員会

提案理由を説明する山北宣久議長

教団の根幹に関わる議論

今常議員会で協議された案件の大半は、過去三回の常議員会は勿論、前総会期更にそれ以前の総会期から継続的に取り扱われてきた事柄である。時間をかけてきた分進展し解決或いは解消の方向に向かっている、とまでは言えないかも知れない。しかし、従来に比べて議論が深められ、対立点が明確になって来たようにも見える。少しずつであっても、積み重ね、時には更地に戻し、これが教団の未来を築くための基礎を固める業になるようにと祈るのみ。所謂「沖縄教区との関係回復」の課題も同様で、秋の教団総会開催を見据えるならば時間的リミットがあるが、焦らずに真の解決をこそ願う。

危機管理・年金・財政、数多い課題

第34総会期第四回常議員会は、二月一三日午後一時三〇分から二日間、教団会議室で開会時三〇人中二九人が出席して開催された。

総幹事報告で竹前昇総幹事は、兵庫教区から阪神大震災救援第二次募金の会計報告（05年9月末現在）を受領したことを報告し、「収入合計一億四、九二四万円余。貸出金一億一一八万円、現預金四、〇八四万円余（返済分）。個人貸付返済完了三八名、返済中四五名、死去四名。教会貸付返済教会九、返済中一五教会」となっていることを明らかにした。

これに対し、「常議員会の議決により集めた募金であり、返済分は教区にではなく、教団に戻すべき」「兵庫教区は貸付に当たって契約書を交わすべきだった」「貸付金は何年で完済予定なのか。死去者への請求はどうなるか」「常議員会で給付の意見が大勢であった中で、当時の兵庫教区議長が貸付を主張して決まった経緯がある」「総幹事は緊急事態に陣頭指揮をするのであり、常時指揮をすることとは違う」などの質問・意見が相次いだ。

佃真人兵庫教区議長は「死去者については返済請求していない。個人貸付については、個人により事情が違う」と述べたが、論議が一時間以上続いたことは、この問題への関心の深さを伺わせた。

中越地震救援について、小橋孝一被災教会会堂等再建支援委員会委員長は、「一月二七日現在の募金六、七七四万円。支援委員会の任期は今秋の教団総会までだが、教会再建計画はその後に進んでくるので次期総会で募金活動をどうするか考えねばならない」と述べた。

また村田元関東教区副議長は「被災五教会のうち、栃尾、長岡教会の補修はほぼ完了した。残る三教会の再建費用は、見附六、五〇〇万円、小出六、五〇〇万円、十日町（牧師館）四、〇〇〇万円を見込んでいる」と再建の概算予算を明らかにし、一億五、〇〇〇万円募金への一層の協力を訴えた。

年金局理事会報告で、小林貞夫理事長は、前回常議員会提案の七二歳満額給付案を修正し「07年度から七〇歳退職を満額給付とし、六五歳73％、六六歳78％、六七歳83％、六八歳88％、六九歳94％の減額給付とする」案を提案。質問に答えて小林理事長は「比例部分の再度10％減額、掛金増見込み一、〇〇〇万円と併せ財政効果は七、〇〇〇万円を見込んでいる。財政再建のため必要な年間一億五、〇〇〇万円積み増し増との差額八、〇〇〇万円については、献金で補うこととなる。その方策については次回理事会で決定したい」と述べた。

高橋豊常議員（年金局理事）による年金についての説明

青地恵年金局業務室長は、質問に答え、「年金未加入者は六八二人（二五％）に上る。その理由は、夫婦とも牧師で一人しか加入しない者、高齢献身、教務教師、無任所教師など」と年金未加入者の実態を明らかにした。

出版局理事会報告で、小島誠志理事長は「書籍・讃美歌ともに前年比一、〇〇〇万円を越える売上減となり、厳しい下降傾向を止めることが出来ない状況にある。今年度から自費出版を始めた」と報告した。質疑の中で倉庫保管料が年間七〇〇万円と明らかにされたことを受けて、「倉庫を都内にもつ必要はない。損益分岐点を示す資料を出してほしい」との意見が出た。

05年度歳入歳出予算補正で、飯塚拓也予算決算委員長は、「三億一五一万円余と例年になく当初予算比、一一四万円余の減額予算となった。職員の退職による人件費の一、〇〇〇万円余の減額見込みが大きな理由。また、従来は第三次補正までが普通だったが、今年度は第一次補正だけで収まりそう」と予算執行が順調であることを示した。

今秋の第35回教団総会開催の件で、総会議員数は、教会数・教師数・信徒数を勘案した配分で、神奈川、京都教区各二増、東北、九州教区各二減とする報告が原案どおり承認された。

（永井清陽報）

第一次・第三次募金終了を可決

阪神大震災救援募金

日程二日目に入り、「阪神大震災救援募金（第一次募金）終了に関する件」が山北宣久議長より提案された。

議案は「第一次募金を終了する。募金残金四、三三一、〇二二円は『新潟県中越地震』被災教会会堂等再建支援募金に繰り入れる。『地震・教団』の残部は廃棄処分とする」。

提案理由を要約すると次の通りである。

第29総会期第一回常議員会において「募金については三役会で決めた」ことに基づいて「教会・地域のために一億五千万円」と議決した。第30総会期に口座を閉じることが決められたが、その一方で、送金されてきたものは受け入れるとされ、事実上今日まで継続されてきている。

第一次募金の総額は約二億八千万円になる。常議員会は第32総会期に最終監査を行ったが、常議員会が監査を行ったのは九七年度分からであり、九五、九六年度の約二億五千万円については監査が行われていない。

阪神淡路大震災は、その被害を前にして、教団も地震と直面させられることとなった。これほどの大きな災害に対する準備が何も無かった教団は、組織的な準備がないままに救援に当たることとなり、その問題が、この募金を終了するに当たって課題として示されている。

したがって今後、教団の行う救援活動について、救援対策ガイドラインの作成が早急に求められるという意見を付した上で、この議題を提案することとされた。

これに対し、次のような活発な意見が交わされた。

「『地震・教団』の本の処分に対しては常議員会の責任もある」、「これは教団の問題だが、教区も教団である。残部の責任は兵庫教区で解決しなければならない」、「本来は第一次募金がどのように使われたか会計報告を出してほしい。しかし今となっては分からないので議長の最後の提案として受け入れたい」等、以上の協議がなされた後、賛成多数で可決となった。

続いて「阪神大地震被災教会会堂牧師館再建募金（第三次募金）を終了する。募金残金三、七二九、九八一円は『新潟県中越地震』被災教会会堂等再建支援募金に繰り入れる」との提案があった。

第三次募金は支援委員会終了後も、第33総会期第二回常議員会の総幹事報告での提案「本総会期、総幹事のもとに阪神大震災被災教会支援委員会を設置し、委員は総幹事、実務は総幹事室が担当する」が承認され、第34総会期は総幹事預かりのまま現在に至っている。

この間献金総額二四四、二七八、五三二円（二次募金からの繰入金一千万円を含む）。そのうち再建支援として必要な二億三千六〇万円が送金されたので、これをもって終了とし、議案の通り提案された。この議題に対し「第二次募金については改めて議題を提案する」という意見を付した上で、賛成多数で可決となった。

（松本のぞみ報）

Title: 新報4598.ec7 Page: 2 Date: 2013/05/21 Tue 16:36:38

合同のとらえなおし論議

現状打開小委員会設置案を否決

二日目午後、合同のとらえなおし関連の議案が一括上程された。

今回も、沖縄教区との関係回復に向けた状況は相変わらず厳しいことが認識され、これを何とか打開したいとの思いから一つの提案が常議員から出され議論が交わされたが、具体的な実りには至らなかった。

まず山北宣久議長が、七月三一日付で山里勝一沖縄教区議長にあてた書簡を朗読した。書簡の趣旨は次のような内容だった。「二月一三、一四日の常議員会が招集されています。今回も、沖縄教区との関係をめぐって討議され祈りを合わせることが中心となろうかと思います。教団と距離を置くという姿勢が続いていること、そうした現実をもたらせてしまっていることについて痛みを覚えております。しかしそれ故にこそご出席下さり、今思っていることをお話しいただきたいと切望する次第です。教団総会議長個人としても訪問する用意が常にありますので、会見をご一考下さい。新しい主の年二〇〇六年が、新しい再会の年となることを心より願い求めております」。

山北議長のこうした呼びかけに対して、沖縄教区の側には残念ながら変化がないとの報告であったが、沖縄の姿勢がうかがえるような一文章が紹介された。それは、沖縄教区の平良夏芽書記が二月五日の時点でホームページに記したもので、山北議長が送った書簡に対して次のような反応が示されているという。「教団総会議長から書簡が届いた。沖縄教区の意向を聞きたいとのことだ。投げられたボールを投げ返すことなく捨て去ったことすら気が付いていない」。

山北議長が、対話を求める姿勢をキャッチボールにたとえたが、そのボールは捨てられたという、厳しい批判だ。なかなか打開できない現状に山北議長は苦渋を滲ませ、知恵を出し合いたいと求めた。

こうした現状を受けて、小林貞夫常議員から、打開のための提案がなされた。常議員会のもとに小委員会を作って何らかの方策が得られないか検討してもらう、というものである。それは、大がかりな組織や目標を持つものでなく、次回の常議員会までの間に限ったもので、考え得る方策について議長に進言できるグループとして活動してもらうということである。

提案の内容は次の通り。名称は「沖縄教区との現状打開を検討する小委員会」とし、期間は第五回常議員会まで。人数は六人。経費は常議員会より支出する。さらに、委員についても次のように提案された。高橋敏通西中国教区議長、北紀吉東海教区議長、常議員から高橋潤、斉藤仁一、渡部清数の各氏、三役から小林眞副議長。

この提案をめぐって、山北議長のこれまでの努力を評価する人たちからも、それに批判的な人たちからも共に賛否両論、活発な意見が出された。

沖縄教区との関係回復については、各教区だけでなく常議員会が責任をもって進めていくべきという点では異論はない。しかし、各教区の思いをさらに聞くべきという意見があり、小委員会を設けて委ねることの是非、あるいは提案されたメンバー構成への疑義も出された。さらには、小委員会の設置がかえって山北議長のこれまでの働きを否定することになるのではないかとの疑問が出され、山北議長の姿勢を支持する側も批判する側にも賛否があり、様々な観点からの意見が錯綜した。議論を聞く限りでは、はたして提案が受け入れられつつあるのか、否定されつつあるのか、推移を捕らえるのが難しい状況であった。

こうした議論を経て、小林提案について採決した結果、二八名中賛成一二名で否決となった。

（藤盛勇紀報）

沖縄教区との関係回復を訴える高橋敏通西中国教区議長

小林貞夫常議員は沖縄教区との関係打開のために新提案

セクシュアル・ハラスメント

防止規則制定巡り議論

二日目午前、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則制定の件」が上程された。教会内でのセクシュアル・ハラスメントの訴えに対して、教団が相談窓口を設置して被害者の相談に応じ、必要な調査、調停を行う事、調査委員会や専門家の関与などを盛り込んだ手続規定が提出され、活発な議論の後、継続審議となった。

提案者である山北宣久議長は、提案理由で「教団としては、教団諸教会において起こることの防止および相談・苦情への窓口の設置、またセクシュアル・ハラスメントが生じた場合の迅速かつ適切な対応がとられることの準備」の必要性を訴え、議場への補足として「常議員会の中でも、この規則の制定については課題であった。今まで教団は後手に回ってきた。教団で負いきれないところを教区なども関わってくれていたことに感謝する。今回の規定の作成については、すでに規則がある学校や専門家の意見も聞いた。組織的にどう責任をとるか。形あるものにしたい」と述べた。

竹前昇総幹事からも補足説明があり、「日本基督教団には、これまでこういう問題を訴えたい時、窓口がなかった。今回現実に窓口を作るという事である。窓口がない時も、教団にこの問題が訴えられた時、総務幹事が扱っている現実が既にある。全てを教団がやるということではなく、これまでの教区の働きに加えて教団としても窓口を設置する」と述べた。

議場からは一般の事業所と教会の事情の違いなどをふまえて活発に質問や意見が交わされた。

特に既に同様の趣旨で規定を定めようとしている教区の議員からは「教師によって起きたセクシュアル・ハラスメントを訴えた裁判の結果をふまえて迅速な対応のために形を整えようとしている」事を評価しながらも「教区が調停を請け負う事が多いが、当規定で教区の位置づけはどうなるのか」「手続きの方法だけではなく、どうすれば（セクシュアル・ハラスメントが）発生しないかを考えていくべき」「過去の反省を盛り込むべき」「三ヶ月という調停期間は適切か」「管理責任や信頼関係、調査権についてもっと明確に」「提案理由が前段は職場、中段は教会となっており、無理がある」といった厳しい検討を望む声が上げられた。

一方では「過去の出来事の一番の反省は初動の問題。牧師が牧師をかばった。この規則が制定される事に意味はある」「既に同様の規則と相談窓口を持っている九州・兵庫教区と一緒にやっていけるのでは」「セクシュアル・ハラスメントの問題を受け止める。その方法を明確にするために早急に必要」「3条は総務幹事が男性の場合、女性が言いにくい事もある。その場合は総務幹事が誰か女性に頼む事もできる」「まず発効して、どんどん改変してほしい。その中で規則が成熟する。積極的に取り組もう」等、今常議員会での可決に積極的な意見も出された。

山北議長は「教会は上下関係ではなく、みんなで手を取り合っていくのが理想だが、残念ながらセクシュアル・ハラスメントが起こってしまった。お互いの悔い改めと、その事の赦しを厳しい現実の中で受け止めよう。生々しい現実の中でこそ、それが大切である」と述べた。

また、事前に配布された要望書等をもふまえて「どの意見も傾聴に値する。教会として正しい環境を形成するという思いは皆同じと理解する。議論する事が信頼関係を作ると感じる」と過去の出来事に対して痛みを持ちながらも、第一歩を踏み出す事の大切さが強調され、今回提案されたものをたたき台として、今後も多様な意見を聞き、さらに体制を整えていく方針を示した。

小林眞副議長から、継続審議にするという提案が議場に諮られ、賛成多数で承認された。

（辻順子報）

防止規則の件で発言する土井しのぶ常議員

教憲第9条検討

作業委員会の終了を承認

教憲第9条検討作業委員会の小林眞委員長は、長文の委員会報告を配布し、これに基づいて以下のように委員会活動を概略した。

先ず、現行教職制度について、教団成立時の拙速さ等が原因で幾つかの課題が未整理であることは否めないとし、所謂「二種教職制度」は、教職と信徒の区別を、基本的には「聖礼典の執行の可否」におくプロテスタント教会としては本来なじまない制度だが、多少急いだ教会合同の流れではやむを得なかった措置であったと思われるという考え方を述べた。

その上で、59年に「教憲改正特別委員会」を設置して以来の、改正への努力がなされて来た経緯・歴史を概説した。

また次のように「作業委員会」の協議を総括した。

第34総会期第二回常議員会で、本委員会がこの課題を様々な角度から検討した結果、その作業推進の困難さの故に、作業継続をほぼ断念する「中間報告」を提出した。しかし常議員の意見もあり、更に検討を加え、第三回常議員会に、現行の制度を大幅に変更することなく二種教職制度を一種教職制度に変更するならばこれしか考えられない旨の「苦肉の策」としての〈提言〉を提出した。しかし、その提言には、否定的意見が相次ぎ、時間的制約もあり、この作業を継続することは困難と判断せざるを得ない。

更に、次のように、この問題への今後の取組姿勢について、意見を述べた。

現行の教職制度には、幾つかの具体的課題があり、取り組みの継続が必要と判断するが、現在の教団の実力（宣教力・財政の低下）や、状況（教会論・宣教論の多様性、各神学校の教師養成の多様性など）では、作業継続困難と判断をせざるを得ない。

なお、教職制度が実際に抱えている具体的課題の検討については、本委員会の範疇ではなく、現在の教団組織では、教職制度を整えていく責任を持つ二つの委員会（教師委員会、特に教師検定委員会）に引き続き担って戴きたいと希望するものである。

最後に、教団総会から常議員会に付託された「本議案…教憲第9条を検討する件」そのものの処理も考えねばならない課題であることを指摘して、本委員会の最終報告とする。

Title: 新報4598.ec7 Page: 3 Date: 2013/05/21 Tue 16:37:04

一日でも早い目標額達成を目指し

第7回「新潟県中越地震」被災教会会堂等再建支援委員会

第七回「新潟県中越地震」被災教会会堂等再建支援委員会が、関東教区の要請を受け、被災教会の一つ長岡教会で開かれた。

一月三〇日（月）長岡駅へ一時に集合。二時より長岡教会での被災五教会連絡会議に、当再建支援委員会のメンバーも出席させていただいた。

この冬の大雪で屋根に新たな被害が出ていること、積雪で崩壊の恐れがあるため付属施設で礼拝を守っている、などの報告と共に再建という大きな事業への不安も窺い知ることとなった。そのような中で、十日町教会牧師館は解体・撤去を終え、再建計画を進めている。また見附教会は、液状化により地盤崩壊を起している現在地に代わる土地を取得したとの嬉しい報告があった。しかし、主任教師である和泉啓三牧師は体調不良のため長期療養中で、熊江秀一新潟地区長（新津教会）が代務をされている。資金の目処が立たないまま再建計画を考えるのは、大変不安なことであろうと拝察する。

再建支援委員会としては必要時に即対応出来るよう、一日でも早い目標額達成を目指し、力を合わせ、全国の諸教会へご支援・ご協力を訴えていかなければならないと、決意を新たにさせられる思いであった。

資金の目処が立たないまま迫られる再建

〈第七回委員会報告〉

(1)事務局報告

◎教団クリスマス募金に「新潟県中越地震」被災教会会堂等再建支援募金のチランを加えて発送した。

◎支援ニュースNo.4を作成、発送した。

◎会計報告（一月二七日現在）募金額六七、七四一、〇三三円

(2)関東教区報告

◎十日町教会牧師館は雪解けと共に取りかかる見込である。

◎見附教会会堂・牧師館建築については冬の間に具体的なものとしたい。信徒と共に伝道ビジョンを考えながら。

◎会堂建築が地域にも益することを理解してほしい。

(3)支援計画

◎支援ニュースNo.5の発行。具体的な再建計画・資金計画を載せ、アピールする。

(4)次回委員会

◎三月二〇日（月）

（朝岡瑞子報）

開拓伝道援助金配分決定

第四回伝道委員会

第34総会期第四回伝道委員会が、二月六日～七日に、若草教会（金沢市）と問安教会である恵泉教会（かほく市）で開催された。

第三回伝道委員会議事録承認後、会計、第三回常議員会、宣教委員会、「こころの友」「信徒の友」編集委員会、「働く人」編集委員会の諸報告を承認した。

協議事項は、二〇〇五年度予算の修正を協議、承認した。二〇〇六年度伝道委員会予算案を承認した。

二〇〇六年度開拓伝道援助金申請は八件で、二〇〇〇万円であったが、協議の結果、次のように決まった。新得教会（北海教区）一二〇万円、男鹿教会（奥羽）一八〇万円、水元伝道所（東京）一七〇万円、武山教会（神奈川）七〇万円、蒲原教会（東海）一二〇万円、恵泉教会（中部）一八〇万円、城辺教会（四国）一八〇万円、名瀬教会（九州）一八〇万円の合計一、二〇〇万円。

伝道力強化のため開拓伝道援助献金の一層の拡充が切望される。

資金援助実施要綱に「太陽光発電システム等工事に関しても貸し出すことができる」という一項を加える事を承認した。

二〇〇六年六月一九日（月）～二〇日（火）にかけて行われる教区伝道委員会議の最終プログラム等の検討をした。主題は「ミッションスクールの伝道」、講師は嶋田順好氏（青山学院）となった。各教区からの報告を受けて、協議をすることとした。

今回の委員会で、北陸学院院長である井上良彦氏から「日本のキリスト教の命運－その過去・現在・将来、『北陸伝道』と関連して－」と題して講演をしていただいた。特に、北陸学院の創設者であるトマス・ウィン宣教師の伝道について語られ、浄土真宗とキリスト教の関連が示された。

最後に、恵泉教会を問安し、新会堂を見学したあと、創立六〇年の歩みについて、二名の信徒からよき証しを伺い、会堂建築の経緯を片平貴宣教師から伺った。同教会を覚えて北紀吉委員長が祈った。

付記

伝道委員会独自口座新設

◎口座番号　〇〇一二〇－三－二七九八三〇

◎口座名称　日本基督教団伝道委員会

（白砂誠一報）

新会堂なった恵泉教会を問安

三件の諮問に答申

第四回信仰職制委員会

第四回信仰職制委員会は、一月二六日（木）～二七日（金）、教団B会議室で行われた。式文改定小委員会より、結婚・葬儀・主日礼拝式文の試用版を、信仰職制委員会編として出版することが、常議員会で承認されたとの報告がなされた。それを受けて、なお細部の文面を検討することとなった。

今回も三つの諮問の答申に時間を要した。

①A教会より、教会規則中の「信徒」の用語を全て「教会員」と変更したい。幼児バプテスマを受けた乳児を「信徒」と呼ぶ現行規則において、父母の信仰に基づいて受洗したにも拘らず、あたかも乳児本人が既に信仰を有した人物であるかのように解釈できる。規則変更承認申請は可能か否かとの諮問があり、以下答申した（要約）。教憲、教規は、幼児バプテスマを受け、まだ聖餐に与ることが出来ない「未陪餐会員」をも含めて、バプテスマを受けた者を「信徒」と呼称している。教会規則（準則）はこの教憲、教規に則って制定されるべきものであるから、規則変更申請は不適切である。

②教師検定委員会より、本教団に属さない教師から本教団教師への転入の願い出があった場合、また教師退任をした者が教師復帰の申請をした場合、その教師が本教団に転入、復帰してからの任地がなく「無任所教師」となる時、この転入、復帰を承認することが出来るか否かの諮問があり、以下答申した。この場合の教師の転入、復帰を承認することは望ましくない。教規第一二八条①によれば、「教師」の分類の中に「無任所教師」は含まれておらず、はじめから「無任所教師」を生み出すような転入、復帰を教規は想定していない。

③東海教区常置委員会より、教区総会において議案決議した事項が、教団教憲、教規に違反している場合、その決議は有効か無効かという諮問があった。この件に関し、答申すべきでないとの意見も出されたが、当事者適格性と、教規第四四条に照らして委員会答申の適格性を勘案したが問題ないと判断し、無効であるとの答申をした。

出版局より問合わせがあった、教団教会暦行事の文案検討は継続審議となった。

（井ノ川勝報）

教区コラム

北海

多元的な教団

西岡昌一郎

北海教区には、かつて新日基の集団離脱という経験があった。記録によれば、一八教会、二六一八人の信徒が離脱した。この数は、当時の北海教区において、教会数では四〇%、信徒数では四五%にあたる。これだけ大規模な離脱を経験した教区は他にない。

この集団離脱は、「信仰告白」や「教会観」の考え方が原因だとされる。一致の要となるはずの「信仰告白」が、相互の教会を豊かに結び合わせる力とはならず、分裂の力として作用したのだ。

教会観の一致がなくては、一緒に伝道はできないという主張がある。これは特に信条主義的な教派の教会で見られる考え方だ。しかし教団は、そのような立場に立つ教会だけでなく、多様な立場を認めて歩もうとする教会も多い。これが合同教会（きわめて未成熟だが）としての教団の実際である。

「教憲教規」も、その受けとめ方は各教会で多元的である。厳密にこれを守る立場もあれば、比較的緩やかに（時には批判的に）受けとめる立場もある。教憲教規は、根本的な教団合同に関わる共通理解の下で定められたわけではなかった。その点が十分に整理されないまま、部分的な改訂で今日に至っている。個々の教会との間にズレが生じるのも無理はない。

教会観に関する論議はあってよいが、現状の教団では選別と排除の力として作用しかねない。また、それを煽る論調を危惧する。むしろ多様さを持ち味にする教団形成を忍耐強くめざすべきである。

（北海教区総会議長）

消息

山本菊子氏（隠退教師）

一二月一五日、逝去。七六歳。京都府に生まれる。一九五三年日本基督教神学専門学校卒業後、名古屋北教会に赴任。七三年から二〇〇一年まで仙台広瀬河畔教会担任教師を務め隠退。〇二年復職し、〇五年まで芝教会担任として務め隠退した。遺族は夫の尚忠さん。

半澤光雄氏（無任所教師）

一月三〇日、逝去。六六歳。宮城県に生まれる。一九六九年日本聖書神学校卒業後、七一年から七二年まで田園江田教会担任教師とした務めた。遺族は妻の美恵子さん。

事務局報

正教師登録

林完赫、西　克彦、柳谷知之、亀井　瞳、小林秀樹、田尻真介、堀川賢二（二〇〇五・十二・五受按）

中村英之（二〇〇五・十二・六受按）

お知らせ

三月二七日(月)、事務局職員旅行のため当日の業務を休業いたします。総幹事

Title: 新報4598.ec7 Page: 4 Date: 2013/05/21 Tue 16:37:29

伝道のともしび

新礼拝堂の夢が広がり

名瀬教会牧師 **江連 実**

奄美大島がどこにあるのか、知らない人も多いことと思います。私もここに赴任して来るまでは、正直なところ知りませんでした。

奄美大島は、鹿児島と沖縄のちょうど中間にあります。多くの島々からなる奄美諸島の一つです。沖縄も含めての島々を、琉球孤とも言います。

どこの地方でも言える事でしょうが、奄美には高校までしか学校がありません。若者が働く場もあまり無いので、ほとんどが島から出て行かなければなりません。島に居たくても居られないのです。卒業しても帰ってこられません。自然と高齢化が進みます。私（四二歳）より若い人はあまりいません。

名瀬教会は、去年の秋、車で一五分ほどの郊外に、およそ九〇〇坪の土地を購入しました。

以前から、礼拝堂の問題が指摘されていました。

街中の四〇坪の土地に三階建てのビル。一階部分は駐車場。二階が礼拝堂。三階は牧師館。狭い土地を有効理用しているのです。

教会員が元気なころはこれでよかったのですが、次第に歳を取り、皆の足腰が弱ってきました。

近所に住むおばあちゃんが、日曜日に、礼拝堂に続く階段を見上げて、諦めて帰ってしまったそうです。礼拝をしたくて、せっかくここまで来たのに。

教会の敷居が高いのです。

奄美には電車がありません。バスも便数が少なく、利用し辛いので、自動車が必需品です。礼拝に歩いてくる方が少なくなりました。駐車場には六台しか止められません。路上に止めると駐車違反になり、（私も教会の前で三回も、…トホホ）有料駐車場も近くにはありません。礼拝堂にはまだ空席があるのに、これ以上教会に誘えない。拒む教会になってしまっているのです。

礼拝後のお茶の時間に、教会の未来について、夢や希望について、楽しく語りあいました。

郊外に安く広い土地を買って、大きくなっていいからバリアフリーの礼拝堂で、駐車場が一〇台以上止められるくらい広いといいねえ。

庭に小さな花壇や菜園があって、山羊や鶏を飼って、福祉のサービスが受けられない、一人暮らしで不安を覚えている高齢者が一緒に住める場所が同じ敷地にあったら、などと夢が広がり、具体的に姿も見えてきました。多少の冗談も込めて「千坪教会」と呼んでいました。

実現できないだろうか。安い土地がないだろうか。探してみたけれど結構高い。一時は諦めました。

狭い土地柄のこと、教会が土地を探しているという話が伝わりました。シロアリ駆除業者さんが、こういう出物があるよと教えてくれました。坪一万八千円、九〇〇坪で一、六〇〇万円です。お茶の会、役員会で話しあい、教会債の予約が金額を超えたので、総会を開き、購入を決めました。

実際に購入したのは、お茶の会で話し合ってからおよそ一年後のことでした。

瀬戸内教会と共に始めた、奄美大島宣教自立協議会による全国募金、九州教区からの支援、奄美地区、鹿児島地区、教団の支援など、多くの協力を受けました。感謝です。

会堂建築はまだ何時になるか分かりません。教会債が、まだ一千万もありますから。

諦めずにじっくりとやっていくつもりです。

新しい土地で、ご婦人方との記念写真

信徒への応答として

第32回婦人教職のつどい

二〇〇六年二月六日（月）～七日（火）にかけて、厚生年金ハートピア熱海において、日本基督教団全国教会婦人会連合婦人教職のつどいが開催された。

今年度、婦人会連合はヘブライ人への手紙をテーマに掲げて学んでいる。婦人教職のつどいでは、その事に対して、教職は何ができるのか、どう語っていくのか、信徒とどう学びと問題を共有してゆくかが課題となった。

そのための学びを深めるために、川村輝典氏（弦巻教会牧師・元東京女子大学教授）を講師とし、「ヘブライ人への手紙を旧約聖書―特に礼拝問題を中心に―」と題して講演が行われた。

講演の内容は非常に濃厚なものであり、参加者の中からは「神学校の授業に戻ったようだ」との声も聞かれた程。一同、普段なかなか持つことのできない聖書の深い学びと分かち合いの時を喜んで過ごし、講演の後持たれた分団でも、温泉に入るのも忘れて、活発な意見交換や質問、疑問が交わされた。

ヘブライ語の聖書やギリシャ語の聖書を開きながら、さらに学びを進めようとする分団もあった。講師はそれらの質問にも丁寧に答えて下さり二日間を通して、和やかで有意義な時を持つことができた。

何よりもヘブライ人への手紙に記されている旧約の祭儀と、大祭司イエス、私達の教会における礼拝の関係が明らかにされ、今後の伝道牧会を大いに力づける時であったことを感謝したい。

二日目の午後は「現場から」と題して、三人の発題者からそれぞれの教会の働きや取り組みが紹介された。様々な地域性や伝統の中で、主を証ししている教会の存在は参加者に力を与えた。

伝道が困難な時代にあって、それぞれが主の栄光を現すために歩むだけではなく、キリスト者は共に歩むことが許されている。その事を確認させられる、豊かな会であった。

（辻順子報）

参加者の質問に答える講師

ひと とき人

張 愛玲（チャン エリョン）さん

神の愛をマリンバにのせて

チャンさんは一九九八年「世界マリンバフェスティバル」で韓国初のマリンバ専門演奏者として国際舞台にデビューした。

彼女は六代目クリスチャン、生まれた時から教会に通い、音楽の仕事に携わっていた両親のもとで育ち、高校時代にマリンバの魅力にひかれ演奏家を志した。韓国の音楽大学に進学、さらに世界的マリンビストに師事するため、日本へ留学した。

日本でも教会生活を守りたいと願っていた彼女は、ある日通りすがりに見かけた大宮教会に入って、暖かく迎えられ、教会員となった。韓国の教会と比べ、日本のクリスチャンの少なさを実感し、「自分の国だけでなく、日本の伝道も祈らなくてはならない」との使命を与えられた。

さらに同じ大宮教会員で、キリスト教学校教師である日本人青年と出会い、結婚へ導かれたことで一層、日本伝道への思いは強められた。実際多くの人々が彼女を通して教会に導かれている。

チャンさんはこのようにマリンバ演奏者として生きることを召命として受け止め、「演奏はすべて神様に捧げるための音楽、同時に、神様の愛を人々に伝えてゆくための音楽、伝えることができる所だったらどこへでも遣わされて行く」と語る。そして与えられた仕事はすべて「神様が与えてくれる仕事」と信じて世界中をコンサートで巡っている。だからチャンさんは聖書を題材とした作曲を手がけ、コンサートの中で証しもする。

日本基督教団の諸教会でもコンサートを行い、特に、一昨年一二月には中越地震被災教会である十日町教会、小出教会保育園へ遣わされた。「すごく大変な所でのコンサートだったが、大きな慰めを与えられ涙する人、マリンバの楽器に触れ合う子どもたち、音楽によって通い合う神様の豊かさを感じた。そしてこれからもマリンバの活動を通して、神様の存在をより多くの人々に伝えてゆきたい」と力強く語った。

1973年、韓国ソウル生まれ。マリンバ演奏者、大宮教会員。

風刺画騒動に思う

デンマークの新聞が、ムハンマドの風刺画を掲載したことから、世界中のイスラム教徒が反発し多くの国で暴動などが起き、この騒動が収まる気配はない。

幕末に来日したアメリカのブラウン宣教師は、神奈川宿にある成仏寺に居を構えて、その伝道を開始したが、同宣教師が驚いたのは、成仏寺がその使用をあっさりと認め、さらに仏壇や仏像を片付けたことであった、と伝えられている。

同宣教師は、隣家に転居した住職に、相場以上の家賃を支払ったようだが、これらのことを、住職は、檀家の人々にどのように説明したのだろうか。

異教徒に、お寺を明け渡し、古歌にも「わけ登る ふもとの道は多けれど 同じ高嶺の月を見るかな」と歌う中庸好みの日本人には、冒頭のイスラム教徒の怒りは理解できないのかも知れない。

確かに「言論・表現の自由」は、尊重されねばならないが、こと「信仰」に関しては「言論・表現の自由」では包みきれないだろう。

なぜなら、信仰の本質は、本来、排他的なものであり、その「排他的」な信仰に生きる私たちが、中庸好みの日本にあって、どの程度、その本質を量けるのかが、日々の課題でもある。

その意味で、風刺画騒動は他人事ではなく、キリストの風刺画が掲載された場合、どうするのか、心の準備も必要かもしれない…。

（教団総会副議長 小林 眞）